

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第45号

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例

総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号の細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号の細目」という。）が存在する場合には、当該移動号の細目を当該移動後号の細目とし、移動後号の細目に対応する移動号の細目が存在しない場合には、当該移動後号の細目を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定の基準) 第6条の3 市長は、前条第2項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店の指定を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) 次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの</u> イ～エ 略 オ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> カ 法人であるときは、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>(指定の基準) 第6条の3 市長は、前条第2項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店の指定を行うものとする。 (1)～(4) 略 (5) 次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> イ～エ 略 オ 法人であるときは、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。